

外来種の輸入、移動、利用に関する各国の規制制度について（検疫制度以外の制度）
 （IUCN. 2000. A Guide to Designing Legal and Institutional Frameworks on Alien Invasive Species.を参考に整理）

国名	根拠法令	規制内容	規制対象生物	対策
ニュージーランド	Hazardous Substances and New Organisms Act of 1996	新生物(New Organism)の輸入、開発に関する制限	生物（微生物含む、自己複製可能な遺伝子組織、生殖細胞を含む）	環境リスク管理局（ERMA）が、新生物の輸入、導入方法や輸送について、評価や許認可を実施。許可申請者のリスク評価責任の明確化。
	Biosecurity Act of 1993	検疫等の水際規制、侵入生物の駆除、害性鳥獣・害虫管理戦略の作成	生物（微生物含む、自己複製可能な遺伝子組織、生殖細胞を含む）	情報の収集、記録、提供。船舶・航空機等の入国時の登録。品物・旅客の持ち出し許可。制限地域、管理地域の宣言。土地所有者に害性鳥獣・害虫管理の実施を要求。
	Conservation Act 1987	淡水魚の集水域間の移動の制限	淡水魚	保全大臣による移動の許可制。
	Resources Management Act of 1991	沿岸生態系や海域生態系への特別な管理の適用	外来性の植物	沿岸海域への外来性植物種の導入規制。
	Wildlife Animal Control Act of 1977、Wildlife Act of 1953	国内に侵入した有害生物の対策		在来希少鳥類保全のためのポッサムの駆除。
オーストラリア	Environmental Protection and Biodiversity Conservation Act of 1999	種の輸入規制、州間も含む取引規制、生物多様性のモニタリング	「生物多様性に影響を与える在来でない種リスト」に掲げられた種	外来種に関係したり影響を及ぼす行動の規制または禁止。規制に違反して輸入、飼育された生物の押収と殺処分。外来種が在来種に与える脅威の管理義務の規定。
	Fisheries Act of 1979	水生の外来種に対する許可制	在来種または法令・条例でリスト化された種以外	導入の禁止。
アメリカ合衆国	Lacey Act of 1998	有害な野生動物の輸入、移動の禁止	人の健康、農業、野生生物に有害な脊椎動物、軟体動物、甲殻類、植物体	採取、所持、輸送、売買を含む貿易の禁止。
	Federal Noxious Weed Act of 1974	外来植物種の輸入、販売の禁止	リスト化された外来植物	
	National Invasive Species Act of 1996	有害水生生物の規制	パラスト水によって導入される有害水生生物	包括的な予防と取り締まり方策を規定。連邦の政府機関間の機動部隊を設立。
	Regulations (issued by the National Oceanic and Atmosphere Administration)	海洋における外来生物の導入禁止	外来性の植物、無脊椎動物、魚類、両生類、哺乳類	国立海洋自然保護区への外来生物の導入や放逐の禁止。
	U.S. Presidential Executive Order on Invasive Species (3 February 1999)	侵入種対策についての連邦政府内の体制整備や事務配分	侵入種（経済、環境、人の健康を害するおそれのある外来種）	連邦政府のおこなうべき施策の方向性の提示。侵入種評議会の設立。国家侵入種管理計画の策定。

国名	根拠法令	規制内容	規制対象生物	対策
アルゼンチン	Protection and Conservation of Wild Fauna Act, 1981	外来水生生物についての輸入許可	害性があるとしてリストされた外来水生生物	環境や生産システムに影響を与える場合には、国家漁業養殖局が輸入許可申請を却下。
		州の間の移動を管理、事前の環境影響評価の義務化	他国から導入される外来動物	国内で所持、移動、売買する前の種の証明の義務化、輸入前の環境影響評価の実施と導入される州の公式同意取得の義務。
		外来動植物の輸入や設置の許可制	経済活動などに影響する可能性のある外来動植物の（生体）標本、精子、胚、卵、幼虫	国家管轄省庁が、影響があるものは許可を却下。
		全ての保護地域における規制	外来種	外来種の導入、輸送、繁殖の禁止。
ドイツ	Federal Nature Conservation Act of 1987	外来動植物の自然下への放出と導入の許可制（農林業に係るものを除く）	外来動植物	在来動植物の汚染または当該種定着の可能性が排除できない場合、外来種の放出や設置の許可申請を却下。
イギリス	Wildlife and Countryside Act, 1981	外来動物種についての輸入の許可制	外来動物種	許可のない外来動物種の輸入の禁止。
	Import of Live Fish (England and Wales) Act, 1980	外来魚の放流や所持の無許可での禁止	外来魚	在来種及びその生息環境の保護と、河川や湖沼の動植物の多様性の保全。
ポーランド	Act on Nature Protection of 1991	外来種の環境への導入や移動の禁止	外来種	
	Executive Act on Principles of Botanical and Zoological Garden Protection of 1980	植物園や動物園内の土地利用や植物栽培の変更の禁止	公園内の外来種	研究または管理運営上必要と認められた場合以外の禁止事項を規定。
ハンガリー	Nature Conservation Act of 1996	外来生物の導入の許可制	GMOも含む外来生物	外来魚類種の自然または近自然水域への放出や、養殖場から湿地への移動を禁止。
南アフリカ	Plant Improvement Act of 1976	植物および植物製品の輸出入の規制	植物および植物の一部	苗木産業、増殖業、商業目的の繁殖業、輸出入に関係する機関に登録を義務化。
	Conservation of Agricultural Resources Act of 1983	雑草散布の規制	雑草	
台湾	Wildlife Conservation Law of 1989, 1994	輸入前の影響評価書準備の義務化、輸入後の調査や監視	外来野生生物	申請者は対象種の全情報（在来動植物に与える影響）を国家管理局に提出。輸入生物が負の影響を及ぼす場合、所有者や使用者は一定期間内での防除や復帰計画の策定の義務。

全ての国において何らかの関税、検疫規制があり、いくつかの国では検疫制度で野生動植物へのリスクに対応。